

第1編 総則

第1条 総則

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条の規定による資金の貸付けに関しては、法、都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和41年政令第122号。以下「令」という。）、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成5年建設省令第6号。以下「規則」という。）、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）、国土交通省所管債権管理事務取扱規程（平成13年国土交通省訓令第62号）その他の法令等に定めるもののほか、この要領によるものとする。